

長井市重層的支援体制整備事業実施計画【概要版】

1 計画策定の背景・趣旨

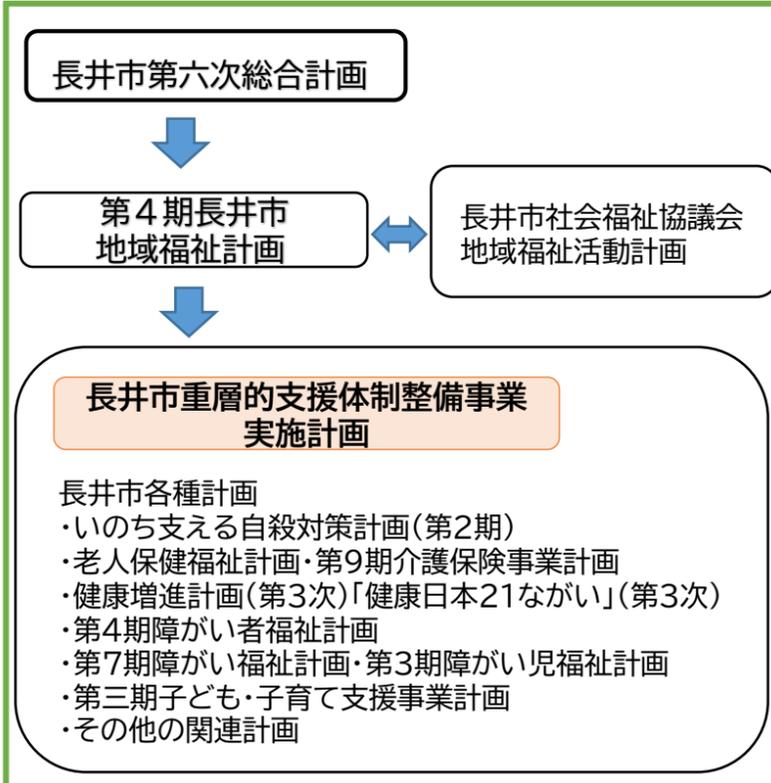
令和3年4月1日「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取り組みとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「長井市重層的支援体制整備事業実施計画」は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うものです。

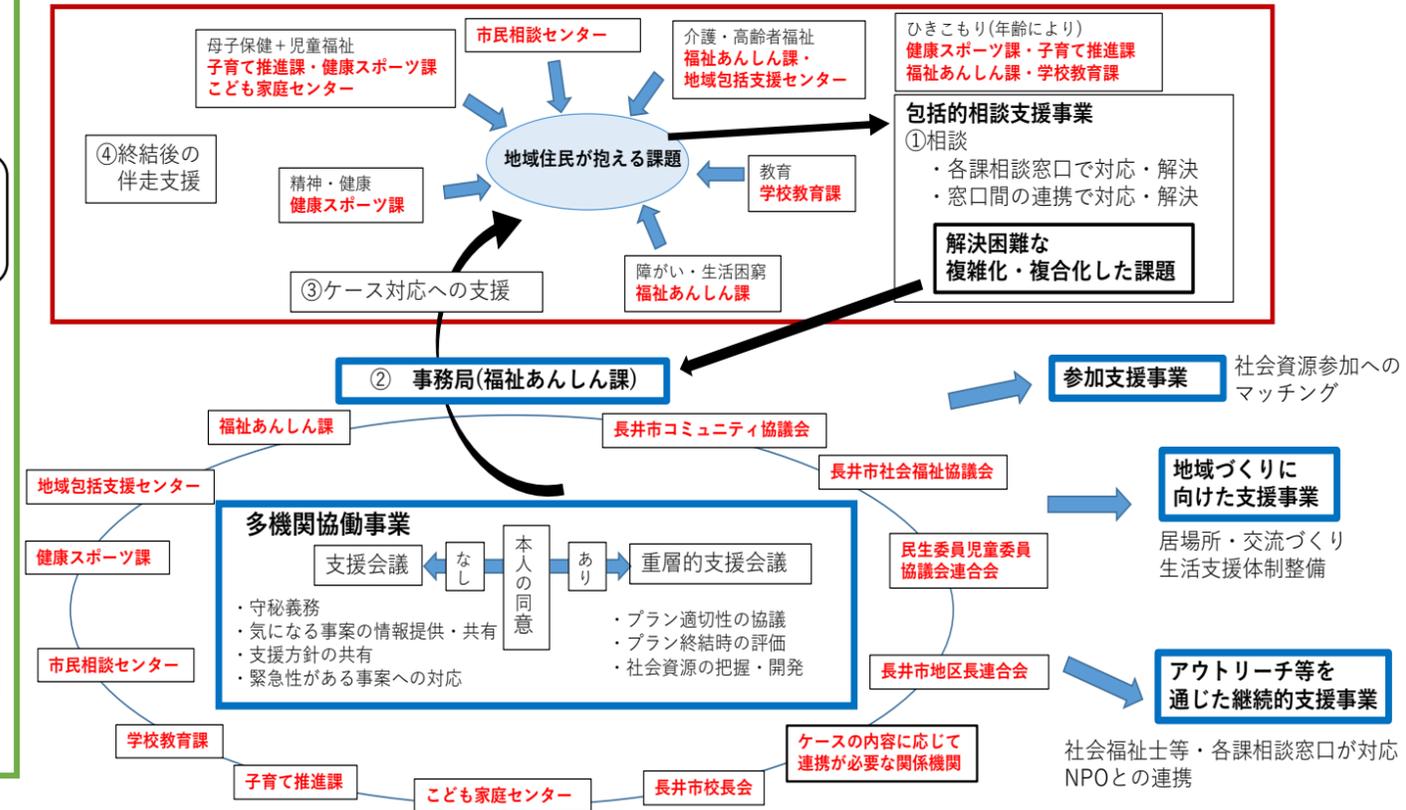
2 計画の期間及び推進体制と評価

【計画実施期間】
令和7年度～令和11年度の5年間。
長井市重層的支援体制整備事業庁内外連携会議にて計画策定、事業状況等の検証、評価を実施。

3 計画の位置づけ



4 計画の体系図



5 各事業の実施内容

| 事業名 | 事業概要 | 事業内容 |
|---------------|--|--|
| 包括的相談支援事業 | 高齢(介護)、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体として実施します。地域住民からの相談を、属性に関わらず幅広く受け止め、抱える課題の解きほぐしや、整理をします。 | ●地域包括支援センター運営事業 ●障がい者相談支援事業 ●利用者支事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 |
| 地域づくりに向けた支援事業 | 各分野ごとに実施している既存の地域づくり事業を活かしつつ、属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備します。人と居場所等を繋ぎ合わせることで生まれる交流・参加・学びが広がるよう働きかけます。多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の活性化・発展を図ります。 | ●地域介護予防活動支援事業 ●生活支援体制整備事業 ●地域活動支援センター機能強化事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |
| 多機関協働事業等 | ・複雑化・複合化した事例に対応する各支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、事例全体の調整を行い、主に支援者を支援する役割を担います。 ・必要な支援が届いていない方に支援を届けるために、支援関係機関や地域住民とのネットワーク構築等を行います。 ・既存の事業では対応できない個別のニーズに対応するため、ニーズや課題の把握、新たな社会資源の開発、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングに向けた支援を行います。 | ●多機関協働事業・支援プランの作成 ●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ●参加支援事業 |

6 会議体の設置・運営

多機関協働事業にて重層的支援会議・支援会議を適宜開催します。